

## 公益財団法人 新潟県文化振興財団 評議員、理事及び監事報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県文化振興財団（以下「財団」という。）定款（以下「定款」という。）第20条第3項及び第35条第3項に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

### (報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、期末手当及び通勤手当を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。
- 5 非常勤役員には、当分の間、報酬を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 財団の常勤役員の報酬等は、次のとおりとし、代表理事が理事会の承認を得て、定めるものとする。

- 2 常勤役員の報酬月額は、50万円までの範囲内とする。
- 3 常勤役員の期末手当及び通勤手当は、新潟県の特別の職員の例による。
- 4 常勤役員の退職手当は、理事会の決議により別に定める役員及び職員の退職手当に関する規則による。

### (報酬等の支給方法)

第5条 この規程による報酬等の支給方法は、財団職員の例による。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(その他)

第7条 定款及びこの規程に定めるもののほか、役員等の報酬の支給に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人新潟県文化振興財団役員給与規則（平成3年5月30日制定）は、廃止する。